

# 被災地域リーダー等研修・交流事業

自治会長や行政区長等のリーダー向け研修・交流会を開催します。  
自治会運営の悩みや課題などを共有する場を設けます。

## 実施例1



災害公営住宅整備事業及び防災集団移転事業で立ち上がった県南の新しい自治会が、すでに活発に活動している女川の復興公営住宅の自治会へ伺って交流会を行いました。

## 実施例2



当事業の補助金交付を受けた自治会やアドバイザー派遣を利用した自治会の皆さんが集まって事業報告や意見交換を行いました。



## 実施までの流れ

### 課題吸い上げ

自治会の要望等を受けて他の自治会や共通の課題を持つ複数の自治会との交流実施を検討。

### 計画立案

交流会の計画を立案、事業計画を宮城県と協議の上決定。

### 研修・交流会を開催

会場費、講師招へい費などの開催経費は宮城県が負担します。

### 課題解決の実践

研修・交流会で学んだことなどを各地域の自治会で実践してもらいます。

宮城県からの委託により「みやぎ連携復興センター」がコーディネートします。

## お問合せ・お申込は

### 宮城県 震災復興・企画部 地域復興支援課

住所: 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1  
電話: 022-211-2424  
FAX: 022-211-2442  
メール: [tisin2@pref.miyagi.jp](mailto:tisin2@pref.miyagi.jp)  
ホームページ:  
<http://www.pref.miyagi.jp/site/hukkousien/komyu.html>

### 現地相談窓口

○気仙沼・南三陸地区  
宮城県気仙沼地方振興事務所 地方振興部 商工・振興班  
住所: 〒988-0181 宮城県気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6  
電話: 0226-24-2593  
FAX: 0226-24-8995  
メール: [kstssss@pref.miyagi.jp](mailto:kstssss@pref.miyagi.jp)

災害公営住宅等への入居で出来た新しい自治会や災害公営住宅等の住民を受け入れた既存の自治会等の皆さんへの補助制度です。

平成28年度

# 宮城県地域コミュニティ再生支援事業 ご案内

## 狙い

災害公営住宅等における新しい地域コミュニティ機能の強化や、地域の活性化に向けた活動を支援するため、自治会等が自発的、主体的に取り組む地域コミュニティ活動をサポートします。

## 本事業の3本柱

- ①地域コミュニティ再生支援事業補助金
- ②地域力再生活動アドバイザー派遣事業
- ③被災地域リーダー等研修・交流事業





メニュー①

# 地域コミュニティ再生支援事業補助金

災害公営住宅等への入居に伴う新たな地域コミュニティ活動等に要する経費について、これを行う自治会等に対して補助金を交付します。

補助対象者

- ①災害公営住宅等に新たに設立された自治会等の住民団体
- ②災害公営住宅等の住民の受け入れ先となった既存の自治会等の住民団体
- ③災害公営住宅等のうち自治会が存在しない地区や、自治会が設立前である地区などで、自治会活動を支援している市町村、または非営利組織
- ④①または②の住民とのコミュニティ形成や交流を目的とした県内の既存自治会等の住民団体

「災害公営住宅等」とは以下の4つの復興事業となります。

- ①防災集団移転事業
- ②災害公営住宅整備事業
- ③復興土地区画整理事業
- ④漁業集落防災機能強化事業



事業内容	補助期間	補助率	補助限度額
<b>1. コミュニティ再生事業</b> 災害公営住宅等における人間関係づくり、コミュニティ形成のプランづくりや実践活動(自主的な勉強会、ふれあい喫茶、食事会、手芸・料理・囲碁・将棋教室などの交流事業、他地区との体験交流、高齢者の生きがいづくり等)	単年度当たりの申請は  1地区1回  (複数事業、複数イベント等年間を通じた事業の申請を可とする。)	対象経費の  10分の10以内  (審査により減額となることがあります)	○世帯数 100世帯未満 10万～100万円  ○世帯数 100～200世帯 10万～150万円  ○世帯数 201世帯以上 10万～200万円  ※注2
<b>2. コミュニティ元気づくり事業</b> (1)地域資源、景観の再生活動や夏まつり、秋まつり、クリスマス会等の活性化イベントの開催に要する経費 (2)生活安全の確保(防犯パトロール、避難場所標識の設置等)、集落行事の再生(太鼓、等)、生活環境の維持(コミュニティ掲示板等)に必要な設備の修繕・再整備等	最長3年間 (毎年申請し直して下さい)		
<b>3. 震災経験伝承事業</b> 地域が行う震災経験を伝承する取組(防災訓練(炊き出し訓練を含む)、子供たちへの震災時の講話、防災教育活動等) ただし、備品購入費は、初回申請時に限る。			



注2 ●補助限度額の世帯数のカウントのしかた  
 上記4つの復興事業で入居又は転居された住民の世帯数  
 ●ただし事業の対象者は住民全体となります。

補助対象経費

- 報償費(補助金額の10%以内)
- 食糧費(原則として1名あたり合計1,000円を超えないで且つ事業参加人数以下の最小限の飲食料。但しアルコールは対象外)
- 消耗品費(原則として5万円以下の事業経費)
- 備品購入費(修繕費と併せて補助金額の50%以内で且つ備品単独で最大50万円未満)※下記参照
- 旅費交通費、修繕費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、委託料、使用料及び賃借料、雑費、その他

備品購入費・修繕費について

本事業以外で使用する備品やその修繕費は補助対象外となります。事業実施に不可欠な備品・修繕費であることが条件となりますので、備品の使用頻度によっては事業実施ごとにレンタルやリースを利用する(使用料及び賃借料)ように計画してください。(例:ストーブ・エアコン等の購入は不可)

対象外経費

- 本事業以外で使用する物品・備品の購入
- 事務所や集会所の維持管理費
- 住民自治組織等の構成員の人件費や交際費
- 他の団体への負担金及び補助金など住民自治組織等が直接関与又は実施しない事業に関わる経費
- 用地取得又は補償に要する経費/既存の施設・設備等の撤去及び処分に関する経費/その他補助することが適当でないと判断される経費

ポイント

当補助金は復興の過程において新しく立ち上げた(または新しい住民を受け入れた)自治会等のスタートアップを支援するものです。補助期間終了後も自治会等が長期的にコミュニティづくりを進められるよう自立的・継続的な計画を立てていただくことをお願いします。

平成28年度の募集期間

- 第1回:5月2日(月)～5月31日(火)
- 第2回:6月1日(水)～6月30日(木)
- 第3回:8月1日(月)～8月31日(水)
- 第4回:10月3日(月)～10月31日(月)

※事業の相談や申請書作成サポートも行っています。できるだけ募集期間を避けて、早めのご相談をお願いします。

メニュー②

# 地域力再生活動アドバイザー派遣事業

地域の課題解決をともに考えてくれるアドバイザーを派遣します。

みなさんの抱えている課題の解決に向けた、適切なアドバイザーを派遣します。派遣に関するアドバイザーへの謝金等、必要経費の一部を負担いたします。

実施例

ペットと共存できる新しいコミュニティづくりを模索している防災集団移転団地の住民団体へ、動物と住民との共生を指導している動物病院の獣医さんを派遣しました。

アドバイザー派遣を希望される場合は、宮城県地域復興支援課までご連絡ください。



スケジュール

